

入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養（１）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。（朝食：午前８時頃、昼食：午後０時頃、夕食：午後６時頃）

負担区分	自己負担額 (1食)	備考
一般の被保険者（課税世帯）	510 円	住民税課税世帯が対象
非課税世帯（区分Ⅱ）	240 円	区分Ⅰに該当しない方 ※91 日以上の長期入院：190 円 (要申請)
非課税世帯（区分Ⅰ）	110 円	年金収入が一定以下・老齢福祉年金 受給者等
指定難病患者	300 円	区分Ⅰ・Ⅱ以外の指定難病患者が対象